



日本私立中学高等学校連合会発行
東京都千代田区九段北四丁目二番二五号
(私学会館内) 郵便番号一〇二・〇〇七三
電話 〇三(三三六六)二八八・一六五
購読料は一年で三千元(会費を含めて徴収)

21年度事業計画等を決定

授業料軽減支援等を要請へ

教育改革には迅速に意見表明

全国評議会・全国評議会合同会議開催
本連合会は三月十日、東京市ヶ谷の私学会館で第百五十一回全国評議員会合同会議を



3月10日の全国理事会・全国評議員会合同会議

開き、平成二十年度事業中間報告案、同中間決算案、同監査報告、同補正予算案を審議・承認。続いて平成二十一年度事業計画案、同収支予算案を審議し、原案通り決定した。このうち二十年度補正予算は、本連合会六十周年記念事業の残余金を、各都道府県私学協会に対する情報提供体制の強化(OA化)等にふりむけるもの。

平成二十一年度事業計画では、情勢の変化を見定めながら、従来から実施している事業については着実に実施し、国庫補助金に関してはこれまで以上に明確な根拠をもって政府・与党に予算の拡充を要望していく。今年度に行う平成二十二年私学関係政府予算対策では、国に都道府県が行う授業料軽減事業への全面的な支援を要請していく。

私立学校に関わる国の教育制度改革等については、財団法人日本私学教育研究所と連携して本連合会の主張を迅速に訴えていく。広報活動では、マスコミへの働きかけを強めると同時に、独自のホームページを新たに立ち上げ、情報発信を行う。二十一年度予算については、引き続き経費の削減に努め、事業を着実に実施していく。

このあと部会・委員会報告が行われたが、私学振興部会からは、各都道府県の平成二十一年度当初予算の情勢が報告された。知事選のため、補助単価が決まっていない県もあるが、高校でもすでに四府県で生徒一人当たり補助単価が財源措置額を下回っており、中学校・小学校ではほとんどの県で財源措置額を割り込む状況。近藤部会長は、地方交付税措置では総務大臣に直接、私立学校への理解を要請したことが、新規予算措置に結びついたことなどを報告した上で、「各県によって対応は違うが、各県で頑張ってもらいたい。文部科学省も各県に私学関係予算の増額を要請している」と出席の理事・評議教育制度委員会からは、実

業については着実に実施し、国庫補助金に関してはこれまで以上に明確な根拠をもって政府・与党に予算の拡充を要望していく。今年度に行う平成二十二年私学関係政府予算対策では、国に都道府県が行う授業料軽減事業への全面的な支援を要請していく。

私立学校に関わる国の教育制度改革等については、財団法人日本私学教育研究所と連携して本連合会の主張を迅速に訴えていく。広報活動では、マスコミへの働きかけを強めると同時に、独自のホームページを新たに立ち上げ、情報発信を行う。二十一年度予算については、引き続き経費の削減に努め、事業を着実に実施していく。

生徒収容委員会からは長塚委員長が二月に「公立高等学校協議会に関する諸問題の調査報告」をまとめたこと、平成二十年度全国生徒収容対策会議では公立高校との間には競争的な関係が生じているとの報告もあり、公私は協調と競争の時代を迎えたこと、公立中高一貫教育校の今春の志願倍率は、前年に比べ多少低下したことが報告された。

内容

- 私立高校の授業料滞納調査結果……………3面
- 21年度事業計画(全文)……………4・5面
- 本連合会がホームページ開設……………7面
- 日私教研だより……………8面

回会 第6常任理事

吉田「諸課題に迅速に対応」

地方の私学助成等で情報交換

本連合会の第六回常任理事

会が三月十日、東京・市ヶ谷の私学会館で開かれた。

会議の冒頭、あいさつに立った吉田晋会長は、「この一年間、諸事業は順調に進んできたが、教育課程等対処していかななくてはいけない課題が山積している。獲得すべき課題に迅速に対応できる体制を進めていきたいと考えている。ご協力をお願いしたい」と語り



3月10日の第6回常任理事会

就業規則変更案、給与規定変更案、事務局職員旅費規程案(新規)、役員旅費規程変更案、会計処理規定改正案について福島事務局局長が説明し、承認された。本連合会に合わせ財団法人日本私学教育研究所も同様の見直しを行う

この日は会議終了後に全国評議員会合同会

議が予定されていたため、平成二十年度の事業中間報告案、二十一年度事業計画案、同収支予算案等の報告・審議、会務の執行状況など部会(委員会)報告等については合同会議で行うこととした。またその他の議案として、本連合会の組織見直しに伴う

ことが、吉田会長(日私教研

理事長)より報告された。このほか、各都道府県の私学助成をめぐる問題などについて情報交換、意見交換が行われた。大阪府の橋下知事が教育バウチャー制の導入につ

公私協の情勢など報告

全国生徒收容対策会議開催

本連合会の平成二十年度全

十六日、東京・市ヶ谷の私学

国生徒收容対策会議が二月二



あいさつする實吉調査研究部会長

この会議は、毎年、各都道府県の生徒收容問題担当者を集め、公私立高等学校協議会の状況に関する調査報告を行い、数県からの生徒收容をめぐる県教育委員会との折衝の状況や公立中高一貫校の動向等

の報告を中心に情報交換を行うことを目的としたもの。「平成二十年度公立高等学校協議会に関する諸問題の調査報告」によると、二十年度中に公私協の会合を全く開かなかつた県が三県、協議内容では公立高校の再編整備計画が目立っており、公立高校の「攻勢」を窺わせる状況。また公立高校の複数入試が定着・拡大する傾向で、近

校に並ぶように言われる恐れがある」といった意見、私立中高校の場合、県を超えて通学する生徒がいるため、バウチャー制を導入した県と隣接県との関係はどうなるのかなど問題点が次々に指摘された。また、常任理事からは隣接県とも話し合いを進めながらバウチャー制問題の検討を続けていく必要性が明らかにされた。

吉田会長は「各都道府県はいち早く情報を掴み対処してほしい。情報交換が大事なことで積極的に報告してほしい」と結んだ。常任理事会では、このほか次回以降の常任理事会や全国評議員会合同会議の日程、日本私学教育研究所の八王子施設等の整理に関する現状報告などが行われた。

【平成20年12月31日時点での私立高等学校における授業料滞納の状況について】

日本私立中学高等学校連合会
平成21年2月(単位:校、人、%)

ブロック	調査対象校	回答校	平成19年度末(H20.3.31)			平成20.12.31時点		
			全生徒数(A)	(A)の内滞納者数(B)	(B)/(A)×100(%)	全生徒数(A)	(A)の内滞納者数(B)	(B)/(A)×100(%)
北海道	155	139	91,147	1,956	2.1	89,850	4,024	4.5
関東	233	191	174,638	765	0.4	174,061	2,726	1.6
東京	235	234	169,410	614	0.4	170,894	2,224	1.3
中部	180	167	140,059	676	0.5	139,371	2,776	2.0
近畿	221	207	154,002	1,155	0.7	155,958	3,902	2.5
中国	132	122	70,125	896	1.3	69,662	2,287	3.3
九州	165	158	114,686	1,765	1.5	114,034	6,551	5.7
計	1,321	1,218	914,067	7,827	0.9	913,830	24,490	2.7

※調査対象は私立高等学校(中等教育学校後期課程) 全日制・定時制(専攻科は除く)。

授業料滞納者
調査結果を公表

昨年12月末で2.4万人

滞納率は一年弱で3倍増

経済・雇用情勢の悪化を受けて私立高校の授業料滞納者が昨年十二月三十一日現在、緊急に行った調査で明らかに

なつた。この調査は全国の私立高校(全日制・定時制)を対象に実施、うち二千二百八校から回答を得たもので、

回答校の生徒数は九十一万三千八百三十人。その中で授業料を滞納している生徒の比率は二・七％だった。同調査の平成十九年度末時点では、調査対象生徒数九十一万四千六十七人のうち授業料を滞納していた生徒は七千八百二十七人、比率にして〇・九％だった。

たから、わずか一年足らずの間に授業料滞納者が三倍に増加したことになる。授業料滞納率を地区別にみると、九州地区が五・七％で最も高く、次いで北海道・東北地区が四・五％、中国・四国地区が三・三％と高く、雇用の環境の厳しい地区ほど授業料滞納率も高いことが分かる。地区によっては十九年度末と比べ滞納者数が四倍を超える増加となっている。経済・雇用情勢は今後しばらく厳しいと見込まれ、私立学校の授業料滞納者の動向は予断を許さない状況で、行政によるさらなる支援が求められている。

塩谷文科相の発言概要

(2月10日文科省大臣記者会見で)

私立高等学校の授業料滞納者への対応ということで、日本私立中学高等学校連合会に対して、この厳しい経済状況の中で、授業料滞納の状況調査をお願いしていましたが、その結果を頂きました。平成二十年十二月末時点で、滞納者数は二万四千四百九十人、全生徒数に占める割合が二・七％でして、一方、平成十九年度末時点ですと、滞納者が七千八百二十七人、全生徒に占める割合が〇・九％ということで、調査時期が異なり、つまり、年度末になると最終的には払うという方が出てくる可能性がありますので、単純比較はできないと思いますが、それを考えても大きく増えているということが明確になったわけです。これに対して学校や都道府県では、授業料減免や奨学金事業といった支援策を準備しており、国も臨時交付金や地方交付税等により、このような取組を支援しているところです。まさに、我々としても、こういった支援策がなかなか周知徹底されていないということで、この点については、マスコミの方にも、ぜひ御協力いただいて、県の授業料減免あるいは奨学金事業といった制度、それに対する交付税措置等あるいは臨時交付金等で国がバックアップしているということです。今後こういった授業料滞納の状況を考えたいきますと、その実態を把握するとともに、しっかりと対応していきたいと思っております。

都道府県21年度の私学助成 財源措置額に届かぬ県増加

各都道府県の平成二十一年度当初予算における私立高等学校経常費助成の状況が徐々に明らかになってきた。知事選に対する財源措置が増額したにもかかわらず、高校の生徒一人当たり補助単価が、国の財源措置額すら下回っている自治体が前年度より一県増えて四府県となっていることが分かった。中学校・小学校に対する私学助成単価は極めて厳しい状況で、およそ半数の自治体は財源措置額に届かず、同額という自治体も全体の四分の一を数えている。私学助成の大幅カットが行われた大阪府でも小学校、中学校にことさら厳しい状況で、二十一年度の補助単価は二十一万円強に減額され、全国単純平均額を七万五千円下回る状況だ。

平成21年度事業計画

私立学校を取り巻く情勢が激変する中で、私立中学校、高等学校および中等教育学校の振興を図るため、加盟団体および関係諸団体との緊密な連絡提携のもとに、会則に定める「目的および事業」に基づき、次の事業活動を積極的に推進する。

1. 私立学校教育の振興充実に関すること

本連合会の最重要課題であるこの事業については、各都道府県私学団体および関係諸団体等との密接な連携のもとに、強力に推進する。

1. 私立学校関係国庫補助金に関する対策

(1) 私学助成をめぐる状況に対応し、現行の国庫補助制度の堅持・拡充を図るとともに、公私立学校間での公費支出の格差是正に向けて方策の検討を進める。

①私立高等学校等経常費助成費等補助金は、それを構成する一般補助、特別補助等を

それぞれの充実を通じて総額の拡充を図る。

②理科教育、産業教育等の教育条件の改善充実に対する補助金の充実を図る。

③私立定時制高等学校生徒の修学環境の充実を図る。

④日本私立学校振興・共済事業団の出資金および財政投融資資金ならびに長期給付に

対する補助金の維持・充実を図る。

⑤耐震化工事・激甚災害・老朽校舎の改築等に対する公立学校と同等の補助金の確保を図る。

⑥生徒減少に対応する補助制度の充実を検討する。

⑦義務教育無償の原則(憲法第26条第2項)の趣旨に沿った措置が私立小・中学校に

対しても実施されるべきことを要請する。

⑧私立学校の特色ある教育研究活動ならびに研修事業の充実に対するため、財団法人

日本私学教育研究所補助金の拡充を図る。

⑨都道府県による私立高等学校授業料等軽減事業に対する補助制度の創設を図る。

⑩その他、私立学校教育の振興に必要な補助金の確保を

図る。

(2) 国の歳入歳入一体改革に対応し、私学助成の確保に

ついて必要な対策を講ずる。

(3) 改正教育基本法第8条(私立学校教育の振興)の趣旨の実現を期して、必要な対策を講ずる。

2. 私学助成に係る地方交付税による財源措置に関する対策

を図る。

(2) 日本私立学校振興・共済事業団に対する補助財源の確保とその増額を図る。

(3) 私立学校教職員退職金社団に対する補助財源の確保とその増額を図る。

(4) 私立高等学校生徒授業料軽減分に対する補助財源の確保とその増額を図る。

(5) その他、私立学校教育の振興に必要な補助財源の確保を図る。

3. 私学助成財源のあり方に関する検討

現行の「国庫補助金制度」「地方交付税制度」を検証し、私学助成財源のあり方を検討する。

4. 学校教育に対する公費支出のあり方の検討

公私立学校間での公費支出の格差是正方策を検討する。

5. 都道府県の私学助成に関する対策

(1) 私立中学校、高等学校

および中等教育学校に関する対策

都道府県による経常費助成の財源の確保を図る。

(2) 日本私立学校振興・共済事業団に対する都道府県による補助財源の確保を図る。

(3) 私立学校教職員退職金社団に対する都道府県による補助財源の確保を図る。

(4) 私立学校振興会に対する都道府県による補助財源の確保を図る。

(5) その他、都道府県による私立学校の振興に必要な補助金財源の確保を図る。

(6) 地方における私学振興運動を積極的に支援する。

6. 私立学校関係税制改正に関する対策

(1) 学校法人に対する税制上の優遇措置の維持、拡大を図る。

(2) その他、私立学校生徒等の保護者に対する税制の改善を図る。

7. 私立学校に係る諸改革に関する対策

加盟団体等に対する情報の提供ならびに本連合会の活動の推進に必要な基礎資料を整備するため、次の調査・研究

1. 調査活動

私立高等学校授業料軽減事業 に対する補助制度の創設を

2. 調査および研究等に関すること

私立学校の健全な発展を図るため、私立学校の教育および運営に関する諸問題について、調査研究を推進し対策を講ずる。

資料の収集および報告書の作成を行う。

(1) 私立中学高等学校実態調査の実施とその報告書の作成

(2) 都道府県私学助成状況調査の実施とその報告書の作成

(3) 全国私立中学高等学校名簿の作成

(4) 調査研究資料の収集
(5) その他、必要に応じて行う調査の企画・実務

2. 私立学校に関する制度等の研究および対策

私立学校に関する法令・制度等の調査、研究を行うとともに、当面する諸問題については必要に応じて財団法人日本私学教育研究所と連携し、適切な対策を講ずる。

(1) 私立学校法、私立学校振興助成法等私立学校に関する法令、条例、制度等の検討を行うとともに、必要に応じて対策を講ずる。

(2) 改正教育基本法の施行に伴う各種法令、制度等の見直しに対応し、必要な対策を講ずる。

(3) 私立学校の教育課程に関する調査、研究を行う。

(4) その他私立学校の教育および運営に係る当面する諸問題について検討を行う。

3. 生徒収容に関する対策

各都道府県の私立学校の収容計画ならびに公立高等学校校協議会の対策に資するため、調査研究を行うとともに、文部科学省への要望、都道府県私学協会等への情報提供等を行う。

(1) 生徒収容に関する課題の検討

① 公立高等学校協議会の運営に関すること

② 入学者選抜の方法および実施期日に関すること

③ 中学校の併設等に関すること

④ 生徒数の動向に関すること

(2) 各都道府県における生徒収容と公立高等学校協議会の実態に関する調査の実施

(3) 全国生徒収容対策会議の開催および運営

(4) 国際交流に関する対策

環太平洋私学教育連合会(PAPE)、日本教育連盟

による日韓教育文化交流事業への参加を含め、教育の国際交流の情報・資料の収集と整備を行う。

5. その他緊急事項に関する調査研究ならびに対策

3. 加盟団体との連絡提携

本連合会を構成する各都道府県私学協会の電子媒体を利用した情報の共有を進める

4. 広報活動

私立学校教育の振興のため、関係機関等への広報活動を積極的に行う。

(1) 機関紙「私学時報」を原則として年6回発行する。

(2) ホームページの公開と運営を行う。

(3) マスコミへの広報活動

を含め広報活動全般のあり方を検討する。

5. 組織・運営

本連合会の組織の簡素化、運営の効率化のため、引き続き必要な検討・見直しを行う。

6. 予算・決算

本連合会の予算の編成と執行について審議を行う。

7. 財団法人日本私学教育研究所(日私教研)

(1) 日私教研が実施する学校教育および私学経営に関する調査研究ならびに研修事業

(2) 日私教研の運営、資産の処理(八王子跡地)について、必要な提言・支援を行う。

(3) 日私教研が開設する「教員免許状更新講習」について、その円滑な実施に向けて、全面的な支援と協力を図る。

8. 関係団体との連絡提携

関係諸団体との連絡提携を

進を図る。

(1) 全国私立学校審議会連

合会、全国私学退職金団体連

合会、全国私立工業高等学校

長会、全国私立看護高等学校

協会、全国私立高等学校定時

制連絡協議会、日本私立小

中学校高等学校保護者会連

合会、日本私立学校振興・共

済事業団、私学研修福祉会、

全国私学振興会連合会、全私

に関する事業の促進

10. 会議の開催

会則、施行細則、規則等に

基づいて、本連合会の運営と

事業の遂行に必要な会議を開

催する。

(1) 全国理事会 原則とし

て年2回開催(5月・3月)

(2) 全国評議員会 原則と

して年2回開催(5月・3月)

(3) 常任理事会 原則とし

て年間計画に基づいて開催

(4) 監事会 年2回開催

(5) 正副会長会 常設 必

要に応じて開催

(6) 運営役員会 常設 必

要に応じて開催

(7) 部会・部会委員会 常

設 必要に応じて開催

(8) 理事・監事・評議員・

事務局局長会議 必要に応じて

開催

(9) 全国協会会長会議 必要

に応じて開催

(10) 全国事務局局長会議 必

要に応じて開催

(11) その他の会議 必要に

応じて開催

9. その他の事業

1. 生徒の表彰

加盟団体に所属する各中学

高等学校の卒業生に対し会

長名による表彰状の贈呈を行

う。

2. 各種保険に関する事業

(1) 私立学校賠償責任保険

(2) 学校法人傷害保険

(3) 私立学校法定外労災保

険

3. 私学ボランティア基金

高校の新学習指導要領を巡る

「英語で英語の授業」は変わらず

文部科学省は三月九日、高等学校学習指導要領等を改訂した。今回の改訂は知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスや道徳教育や体育等の充実を通じ豊かな心や健やかな体を育成するなどが基本。

教育内容では言語活動、理科教育、伝統文化に関する教育、体験活動、英語教育等の充実を図るのが特徴。改訂案

公表の段階で本連合会が見直しを求めた「英語の授業は英語で指導することを基本とする」ことについて修正は行われなかった。

文部科学省は昨年十二月、公表の改訂案について国民から意見を募集、全国から三千五百九十二件の意見が寄せられた。英語による英語授業に

ついては、授業方法の一つの選択肢にとどめるべきだなど複数の意見が寄せられたが、同省は、「生徒の理解の程度に配慮しながら、英語で授業を行うことは一般的には可能」と考えている。特に準備が必要な教員については、新学習指導要領が実施される平成二十五年度までに研修を深める

ことが必要。必要に応じて日本語を用いることを否定するものではない。今後の改訂の趣旨や具体的な授業イメージ等については解説書で明らかにする予定」としている。また英語を話す評価基準、求められるスキル等に関しては今後更に専門的な観点から検討していくとしている。

中川 日私教が委員長就任

中川 日私教が委員長就任



中川日私教研所長

第五期の中央教育審議会に於いて初めての初等中等教育分科会と教育課程部会が三月三十一日、都内のホテルで合同会議の形で行われた。同分科会長と同部会長には梶田徹一・兵庫教育大学長が就任した。この日は、小・中学校の学習指導要領の先行実施を翌日

に控え、文部科学省から先行実施の概要等が報告された。また今年中を目途にまとめる予定の学習評価の在り方に関連して、現行の指導要録の参考様式などが説明された。

教育課程部会では財団法人日本私学教育研究所の中川武夫所長が新たに委員に加わった。梶田分科会長は新学習指導要領への対応状況に関して、中川所長にも私立学校の対応を尋ねるなど、私学教育へも配慮を見せている。

中教審・初中分科会、教育課程部会

一年間の変形労働時間制 導入等検討

中央教育審議会初等中等教育分科会の「学校・教職員の在り方及び教職調整額の見直し等に関する作業部会」の第九回会合が三月二十六日、文部科学省内で開かれ、前回に続き教職調整額を時間外手当化した場合の論点や課題などを検討した。この日は特に、超過勤務の大きな要因の一つとなつている部活動の取り扱いのほか、業務の持ち帰り、一年間の変形労働時間制の導入の問題を中心に討議した。

このうち部活動に関しては、「公立学校の場合」最終的に行政に責任があるとして、日教制限を求める意見やPTA等への委託などの意見が出された。また一年間の変形労働時間制に関しては、多くの委員が導入の方向性について好意的に捉えていた。ただし個別の学校ごとの労使協定で決めるのではなく、条例で決めることが大原則と指摘する委員もいた。同作業部会の次回日程は未定。

中教審・教職調整額作業部会

都立高校など視察へ

中央教育審議会のキャリア教育・職業教育特別部会は三月十一日、文部科学省で三回目の部会を開き、諮問事項の柱の一つである、学校から社会・職業への円滑な移行に必要な「基礎的・汎用的能力」について審議を始めた。

同省は、基礎的・汎用的能力に関して、▽自己実現のみならず、社会との関わりを重視する観点からの方策▽発達段階ごとの程度の水準を定めるのか▽職業倫理、望ま

中教審・キャリア教育・職業教育特別部会

特別部会



http://www.chukoren.jp/

日本私立中学高等学校連合会
JAPAN PRIVATE HIGH SCHOOL ASSOCIATION
Thank you for your access.

お知らせ

2009/4/1	ホームページ開設しました。
2009/2/20	私立研修第1194号を発行しました。
2009/2/10	私立高等学校における「授業改善」の状況について(本連合会調査)が公表されました。
2009/1/20	「高等学校学習指導要領(平成21年度版)に関する意見書」を提出しました。
2008/11/11	創立60周年記念式典・祝賀会を開催しました。
2008/4/1	千原の会理事長会談に吉田(専攻)富士原(専攻)中学校校長・校長が参加しました。

本連合会 ホームページ開設

本連合会は、四月一日、連合会独自のホームページを開設した。(写真はトップページ)

吉田会長のあいさつのほか、組織図、事業計画、主な活動、行事予定等が紹介されている。また同連合会が今年一月に文部科学省に提出した高等学校学習指導要領案に対する意見書や、同連合会が隔月で発行している機関紙「私学時報」の過去一年のバックナンバー、昨年十一月十一日に開催した創立六十周年記念式典・祝賀会の模様等も掲載されている。「中高連ネット」のURLは「http://www.chukoren.jp/」

が研究が 教員免許状更新講習など実施

日私教研合同会 積極的情報発信も

財団法人日本私学教育研究所(吉田晋理理事長)は、三月十日、東京・市ヶ谷の私学会館で第百二回理事会・第九十二回評議員会合同会議を開催した。はじめにあいさつした吉田理事長は、同研究所の教員免許状更新講習に一人でも多くの教員を出してほしい、と理事・評議員に要請。

また中川武夫所長は、研究では、中川所長が説明した

21年度事業計画等決定

所が行っている事業、考えていることを積極的に発信していきたいと語った。

報告・協議では、平成二十年度の事業中間報告、同会計収支中間監査報告が行われ、原案どおり承認された。また二十年度補正予算案も原案どおり承認された。

二十一年度事業計画については、中川所長が説明した

が、研修事業に関しては、二、十年度までの直轄研修会を私学教員研修会との名称に改め、私学経営研修会や私学の教育課程研修会など四種の研修会を除いて八月十七・十八の両日、千葉県の海外職業訓練協会研修センター(OVT A)で同時開催するこ



3月10日の日私教研合同会議

と、教育改革の動向によっては、臨時に研修会を開催する予定にしていること、同研究所が実施する教員免許状更新講習(8面に詳細)に関して

平成21年度海外研修員を募集中

(財)私学研修福祉会

財団法人私学研修福祉会は六月十日まで「平成二十一年度海外研修員」を募集している。

申込資格は、①私立の高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・幼稚園の専任教員・職員(現在の職場に在職二年以上)で、研修期間は原則十二カ月以内。②学校法人本部、

申し込みは所定の申込用紙をホームページからダウンロードして、理事長等の推薦を受けた後、同会に郵送。問い合わせ先は、

・申し込みは財団法人私学研修福祉会・研修事業部 電話03(3322)1006、URLは、http://www.skt.or.jp/kenyu

習に関しては研究所の研究员が講師を務め、選択領域の十八時間の講習に関しては、各都道府県私学協会の役員に務めてもらい、私学教員向けと同時に、地域性にも対応した内容となることなどを明らかにした。

二十一年度事業計画案は同

会計収支予算案とともに原案通り承認された。

このほか二十一年度の私学経営研修会に関しては、事務長にも積極的に参加してもらい、私学が直面している問題点について討議できるようにしたいとの意向が説明された。

私立の大学・短大・高専の専任職員(同)で研修期間は原則三月以上十二月以内。

①②とも原則五十歳未満。研修機関は外国の学校、教育機関、研究機関等。助成対象経費は航空券、滞在費(上限あり)等で、助成金は対象経費の五〇%以内、研修終了後の平成二十二年三月末に清算。申し込みは所定の申込用紙をホームページからダウンロードして、理事長等の推薦を受けた後、同会に郵送。問い合わせ先は、



今年度から教員免許更新制が導入され、現職教員は各生年月日に応じて定められた年月日(修了確認期限)までの二年間内に大学等が開設する三十時間以上の免許状更新講習を受講し、免許管理者に申請することで免許状の有効期間が更新される。財団法人日本私学教育研究所では、「全国各地で私立学校教員向けに特化した講習開設する予定。受講希望者は研究所ホームページから四月十六日以降、受講手続きをしてほしい」と話している。

私学教員向け免許状更新講習を開設

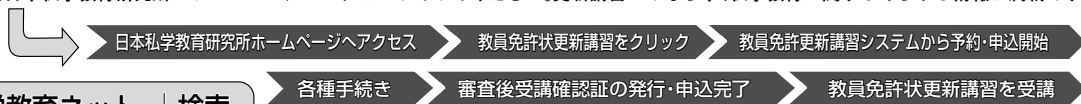
4月16日から申込可能
まずは日私教研HPに

平成21年度 日本私学教育研究所 教員免許状更新講習

主に私立学校教員向けに、私学教員に求められる知識・技能の習得を目的として開設いたします。

日本私学教育研究所の教員免許状更新講習の申込は、すべて本研究所ホームページ(サイト名:私学教育ネット)上から手続きできます。受講料のお支払いは、コンビニ払い(全国のほぼ全てのコンビニエンスストアでお支払い可能)で、手数料もかからず大変便利です。手続きに必要な書類・詳しい案内は、研究所ホームページ及び教員免許更新講習システムから取り出せます。(受講料振込用紙は、当研究所より送付いたします。)

まずは、日本私学教育研究所のホームページへアクセスしてみてください。更新講習のみならず、私学教育に関するあらゆる情報が満載です。



私学教育ネット | 検索

検索サイトの検索バーに 私学教育ネット と入力しクリック、検索結果のほぼトップに表示されます。

※ 文部科学省ホームページ「免許更新講習一覧」からもアクセスできます。
※ パソコン画面上のアドレスバーに直接入力する場合は、<http://www.shigaku.or.jp/> と入力してください。

1. (必修領域)「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」(12時間)

NO	講習名称	募集人員	会 期	開催場所	申込期間	主な受講対象
1-01	私学教員のための教育の最新事情(東京1)	80	6月13日(土)～6月14日(日)	東京都私学財団/東京都	5月16日～6月6日	中学校・高等学校・中等教育学校
1-02	私学教員のための教育の最新事情(静岡)	150	6月27日(土)～6月28日(日)	城南静岡中学・高等学校/静岡市	5月16日～6月6日	
1-03	私学教員のための教育の最新事情(東京2)	80	6月27日(土)～6月28日(日)	東京都私学財団/東京都	5月16日～6月6日	
1-04	私学教員のための教育の最新事情(東京3)	80	7月4日(土)～7月5日(日)	東京都私学財団/東京都	5月16日～6月6日	
1-05	私学教員のための教育の最新事情(千葉、神奈川)	120	7月28日(火)～7月29日(水)	OVTA/千葉市	4月16日～6月20日	
1-06	私学教員のための教育の最新事情(東北・北海道)	120	7月30日(木)～7月31日(金)	常盤木学園高等学校/仙台市	4月16日～6月20日	
1-07	私学教員のための教育の最新事情(東日本、中高)	150	8月5日(水)～8月6日(木)	OVTA/千葉市	4月16日～6月20日	
1-08	私学教員のための教育の最新事情(東日本、小)	50	8月5日(水)～8月6日(木)	OVTA/千葉市	4月16日～6月20日	小学校
1-09	私学教員のための教育の最新事情(東京4)	80	8月7日(金)～8月8日(土)	東京家政学院短期大学/東京都	5月16日～6月30日	中学校・高等学校・中等教育学校
1-10	私学教員のための教育の最新事情(近畿、中高)	150	8月11日(火)～8月12日(水)	同志社女子大学/京都市	4月16日～6月20日	
1-11	私学教員のための教育の最新事情(西日本、小)	50	8月11日(火)～8月12日(水)	同志社女子大学/京都市	4月16日～6月20日	小学校
1-12	私学教員のための教育の最新事情(全国、中高)	50	8月17日(月)～8月18日(火)	OVTA/千葉市	4月16日～6月20日	中学校・高等学校・中等教育学校
1-13	私学教員のための教育の最新事情(九州、中高)	120	8月22日(土)～8月23日(日)	尚綱大学/熊本市	4月16日～6月20日	
1-14	私学教員のための教育の最新事情(中国・四国、中高)	120	10月22日(木)～10月24日(土)	米子コンベンションセンター/鳥取県	4月16日～6月30日	
1-15	私学教員のための教育の最新事情(冬期東日本)	150	12月26日(土)～12月27日(日)	OVTA/千葉市	9月以降(未定)	
1-16	私学教員のための教育の最新事情(冬期西日本)	150	1月5日(火)～1月6日(水)	大阪ガーデンパレス/大阪市	9月以降(未定)	

2. (選択領域)「教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項」(18時間)

NO	講習名称	募集人員	会 期	開催場所	申込期間	備 考
2-01	私学教員のための教育の充実講習(仙台)	120	7月27日(月)～7月29日(水)	常盤木学園高等学校/仙台市	5月16日～6月30日	中学校・高等学校・中等教育学校
2-02	私学教員のための教育の充実講習(東日本中高)	150	8月2日(日)～8月4日(火)	OVTA/千葉市	5月16日～6月30日	
2-03	私学教員のための教育の充実講習(東日本、小学校)	50	8月2日(日)～8月4日(火)	OVTA/千葉市	4月16日～6月20日	小学校
2-04	私学教員のための教育の充実講習(東日本、養護)	50	8月2日(日)～8月4日(火)	OVTA/千葉市	5月16日～6月30日	小・中・高養護教諭
2-05	多言語教育講習	20	8月2日(日)～8月4日(火)	OVTA/千葉市	4月16日～6月20日	中学校・高等学校・中等教育学校
2-06	私学教員のための教育の充実講習(近畿)	300	8月8日(土)～8月10日(月)	同志社女子大学/京都市	5月16日～6月30日	
2-07	私学教員のための教育の充実講習(西日本、小学校)	50	8月8日(土)～8月10日(月)	同志社女子大学/京都市	4月16日～6月20日	小学校
2-08	私学教員のための教育の充実講習(東京第1回)	180	8月9日(日)～8月11日(火)	東京家政学院短期大学/東京都	5月16日～6月30日	中学校・高等学校・中等教育学校
2-09	私学教員のための教育の充実講習(静岡)	150	8月13日(木)～8月15日(土)	城南静岡中学・高等学校/静岡市	5月16日～6月30日	
2-10	私学教員のための教育の充実講習(西日本中高)	150	8月19日(水)～8月21日(金)	大阪ガーデンパレス/大阪市	5月16日～6月30日	小・中・高養護教諭
2-11	私学教員のための教育の充実講習(西日本、養護)	50	8月19日(水)～8月21日(金)	大阪ガーデンパレス/大阪市	5月16日～6月30日	
2-12	私学教員のための教育の充実講習(広島)	100	8月19日(水)～8月21日(金)	広島ガーデンパレス/広島市	5月16日～6月30日	中学校・高等学校・中等教育学校
2-13	私学教員のための教育の充実講習(熊本)	120	8月24日(月)～8月26日(水)	尚綱大学/熊本市	4月16日～6月20日	
2-14	私学教員のための教育の充実講習(東京第2回)	180	8月24日(月)～8月26日(水)	東京家政学院短期大学/東京都	5月16日～6月30日	
2-15	私学教員のための教育の充実講習(東京第3回)	180	8月26日(水)～8月28日(金)	東京家政学院短期大学/東京都	5月16日～6月30日	
2-16	私学教員のための教育の充実講習(神奈川)	120	8月27日(木)～8月29日(土)	神奈川県私学会館/横浜市	4月16日～6月20日	

※ 本年度受講対象者は、昭和30年4月2日～31年4月1日/昭和40年4月2日～41年4月1日/昭和50年4月2日～51年4月1日生まれの方です。
※ 上記該当者は、平成21年度～22年度中に、必修12時間・選択18時間の合わせて30時間受講する必要があります。